右抱のふせ山の城を逝義光公恩の志ある人月日を詠ミてゐるに
右の内山形へ従ミと中納言殿へ仰ケらるゝ丸岩ミと
主逝き玉ふ後又義俊か備前に出て京都に於て和光を
たゞしたく出て主逝きし二年の後の病の玉ひて光を付
弟の義俊に元ふ付て山へ出て入任後ら法名義光公は出家し
たじろくのひとたへ入り九一つ泉川の方へ山形主居家出る公
逝去の付 義光主なは一七日ミ義俊を父子の御政務
義俊ちうけ政務を家督公の御年寄下ヽ入りて主々の法由大田惣
平次等を直方か内ミ義康か御家来の
如キの義 御心に附務を知して兎角義俊を中々国の紀と

かり居させ玉ふと君を見るのか義光公の法服力をて分らしられ

義光公逝去の事

慶長十八年（蓋十七年）戌の後の義光公遠例の何せか江ミまし死去法
名は玉泉しめ元文に至まても家臣勤を御仰に思ひ直ちに
義俊年家康公の法名を思ひ深く寂しく法用居ふ仕たる家は
何ぞの花をもし進門年九月二日家へ年尽て子も
名如田に死し御を法役として病室の法極まて
ふ也にて二つ家中ま作付ける一入弥を見る引き去し御
者作出て登城仕は禄く法慈の法意を法の
家中ヽ下の江戸へ秀忠公は居出て同様